

「改正石綿障害予防規則に係る自主点検」について

・目的は、今回改正された石綿則の周知のためです。厚生労働省からの指示に基づき、全国的に実施しています。

・対象は、県内の全ての建設業許可業者、解体業登録業者（合計約 14,000 件）で、3か年に分割して実施します。対象の概要は下表のとおりです。

1年目（終了）	①解体業登録業者、内装仕上げ工事業・解体業の許可業者
2年目（今年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・①に該当するもののうち新たに把握した業者 ②建築一式工事・屋根工事業・電気工事業・管工事業・タイル・レンガ・ブロック工事業・塗装工事業・防水工事業・機械器具設置工事業・熱絶縁工事業の許可業者 <p style="text-align: right;">合計約 7,500 件</p>
3年目（来年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・①及び②に該当するもののうち新たに把握した業者 ・上記以外の業者

・方法は、労働局から「質問票」、「回答票」を同封した封書を郵送し、指定された提出先（管轄の労働基準監督署の安全衛生担当部署あて）「回答票」をFAXで御提出いただきます。

・9月中旬に発送し、10月28日を回答期限としています。

・建築物、工作物の解体、改修（※）を行うことがない業者様であれば、質問票の1のみ回答いただきFAX回答をお願いします。

※「改修」について、石綿則上は「建材等を損傷させ石綿が飛散する可能性がある作業。例えば、釘を打つ、抜くは極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業として改修工事には該当しないが、電動工具での穴あけは改修工事に該当する。」とされています。

具体的には、エアコン設置の際のコア抜きや足場の壁つなぎのための穴あけも「改修」に該当します。一般に使われる「改修」という言葉の意味とズレがあるため、留意してください。